

平成30年度空き店舗等対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市内の空き店舗等を賃借して新規に開業することにより、商業等の振興と活性化を図るための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 フルーツライン左沢線活用協議会（以下「協議会」という。）が交付する補助金をいう。
- (2) 空き店舗等 寒河江市内において、商業等の事業活動を継続することを断念し、店舗、事務所等の営業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われない（使われなくなることが確実なものを含む。）ものをいう。ただし、寒河江市中心市街地活性化センター、延床面積500㎡以上の物件、アパート、空き家等は除く。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (4) 補助事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者をいう。

(補助事業者の責務)

第3条 補助事業者は、補助金を公正かつ効率的に使用し、交付の目的に従って誠実に補助事業を行わなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 協議会会長（以下「会長」という。）は、法令等に特別な定めがある場

合を除くほか、寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「排除対象者」という。）に対しては、補助金を交付しない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1、別表第2に定める者で、空き店舗等を賃借して新たに本店、支店等を開業し、1年以上継続して営業することが見込まれる者とする。ただし、次に掲げる者は、補助の対象外とする。

- (1) 寒河江市内での移動等により開業する者
- (2) フランチャイズ（親業者が加盟店に対し商号や商標の使用とともに与える一定地域内での独占的販売権）により開業する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を開業する者
- (4) 空き店舗等の所有者と補助金の交付の申請をしようとする者との関係が別表第3に掲げる要件に該当する者
- (5) 過去にこの補助金を利用した者

（補助事業）

第6条 補助事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 空き店舗等を活用したチャレンジショップや新規開業等により、商店街等のにぎわいを取り戻す事業
- (2) その他会長が特に認めるもの

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかの掲げる経費とする。

- (1) 開業した日の翌月から平成31年2月28日までの店舗等の賃借料（敷金、

礼金等の附帯経費は除く。)

(2) 空き店舗等の改装に係る経費のうち、次に掲げる工事に要する経費

ア 内装工事

イ 外装工事

ウ 給排水・ガス設備工事

エ サイン工事

オ 電気工事

カ 美装工事

2 補助対象者が実施する補助事業について、国、県、公共団体、業界団体その他これらに準じる団体から補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受けている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額とする。

(補助回数)

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、第7条第1項各号のいずれか1回を限度とする。

(補助金交付申請書)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする者は、空き店舗対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、会長が別に定める日までに会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 会社等概要書(様式第4号)

(4) 第7条第1項第1号の規定を適用する事業にあつては、空き店舗等の賃貸借を証する書類

(5) 第7条第1項第2号の規定を適用する事業にあつては、設計書及び見積書

(6) 個人の場合は、住民票、運転免許証その他住所を確認できるものの写し

(7) 法人の場合は、定款又はこれに準ずるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第11条 会長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第12条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

ウ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

2 会長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第13条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容

及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に空き店舗対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領の日から10日を経過する日までに申請の取り下げをすることができる。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消し又は変更）

第15条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第13条の規定は、前項の処分をした場合について準用する。

（補助事業の変更、中止及び廃止の条件）

第16条 第12条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施設箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (4) 補助金額の変更を生じる事業費の増減

2 第12条第1項第1号の規定により補助事業の変更等について会長の承認を

受けようとするときは、空き店舗対策支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

（補助事業実績報告書）

第 17 条 空き店舗対策支援事業補助金実績報告書(様式第 7 号)の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は平成 31 年 3 月 10 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の成果概要（様式第 8 号）
- (2) 収支決算書（様式第 9 号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用する事業にあつては、改装に係る契約書の写し及び工事施工の記録写真

- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第 18 条 会長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 19 条 補助金は、前条の額の確定後において、補助事業者の請求により交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、空き店舗対策支援事業補助金精算払請求書（様式第 11 号）を会長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第20条 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第21条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 排除対象者又は別表第3に該当する者であることが確認されたとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱に基づく会長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第13条の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第22条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、その未納額（その一部を納付した場合にお

けるその後の期間については、納付額を控除した額)につき寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和41年市条例第31号)第4条の例により延滞金を協議会に納付しなければならない。

2 会長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止)

第24条 会長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(帳簿の備付等)

第25条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(帳簿等の保管)

第26条 前条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）による。

小売業	産業分類大分類I（卸売業、小売業） 中分類56（各種商品小売業）、中分類57（織物、衣服、身の回り品小売業）、中分類58（飲食料品小売業）、中分類59（機械器具小売業）、中分類60（その他の小売業）に属するもの
飲食業	産業分類大分類M（宿泊業、飲食サービス業） 中分類76（飲食店。ただし、項目名766バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属するもの
医療・福祉	産業分類大分類P（医療・福祉） 中分類83（医療業）、中分類84（保健衛生）、中分類85（社会保険・社会福祉・介護事業）に属するもの
教育・学習支援事業	産業分類大分類O（教育、学習支援業） 中分類81（学校教育）、中分類82（その他の教育、学習支援業）に属するもの
サービス業	産業分類大分類K（不動産業、物品賃貸業） 中分類70（物品賃貸業）、産業分類大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 中分類72（専門サービス業（他に分類されないもの））、中分類73（広告業）、中分類74（技術サービス業（他に分類されないもの））、産業分類大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） 中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業）、中分類79（その他の生活関連サービス業）、中分類80（娯楽業）、産業分類大分類R（サービス業（他に分類されないもの））

	の)) 中分類 9 1 (職業紹介・労働者派遣業)、中分類 9 2 (その他の事業サービス業)、中分類 9 5 (その他のサービス業) に属するもの
情報サービス業	産業分類大分類 G (情報通信業) 中分類 3 9 (情報サービス業)、中分類 4 0 (インターネット付随サービス業) に属するもの
研究開発事業	産業分類大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 中分類 7 1 (学術・開発研究機関) に属するもの

別表第 2 (第 5 条関係)

	対象エリア	対象者	補助上限	補助率
家賃補助	中央、本町、丸内、幸町、南町、元町、若葉町	個人事業、中小企業者、大企業者	5 0 万円	1 / 2
家賃補助	上記以外	個人事業、中小企業者	5 0 万円	1 / 2
店舗改装補助	寒河江市内全域	個人事業、中小企業者	5 0 万円	1 / 2

別表第 3 (第 5 条関係)

空き店舗等の所有者の区分	申請者(賃借人)の区分	対象範囲
法人	個人	1 申請者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は親族(配偶者又は 2 親等以内)

		<p>の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。)</p> <p>2 申請者と空き店舗等を所有する法人が雇用関係にある場合</p>
	法人	<p>1 申請者である法人の代表者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は親族</p> <p>2 空き店舗等を所有する法人と申請者の代表者が雇用関係にある場合</p>
個人	個人	<p>1 申請者と空き店舗等の所有者が、同一人又は親族</p> <p>2 申請者と空き店舗等の所有者が雇用関係にある場合</p>
	法人	<p>1 申請者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は親族</p> <p>2 申請者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にある場合</p>